

## 土地家屋調査士倫理綱領

### 1. 使命

不動産に係る権利の明確化を期し、国民の信頼に応える。

### 2. 公正

品位を保持し、公正な立場で誠実に業務を行う。

### 3. 研鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。



## 京都土地家屋調査士会

〒604-0984

京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439

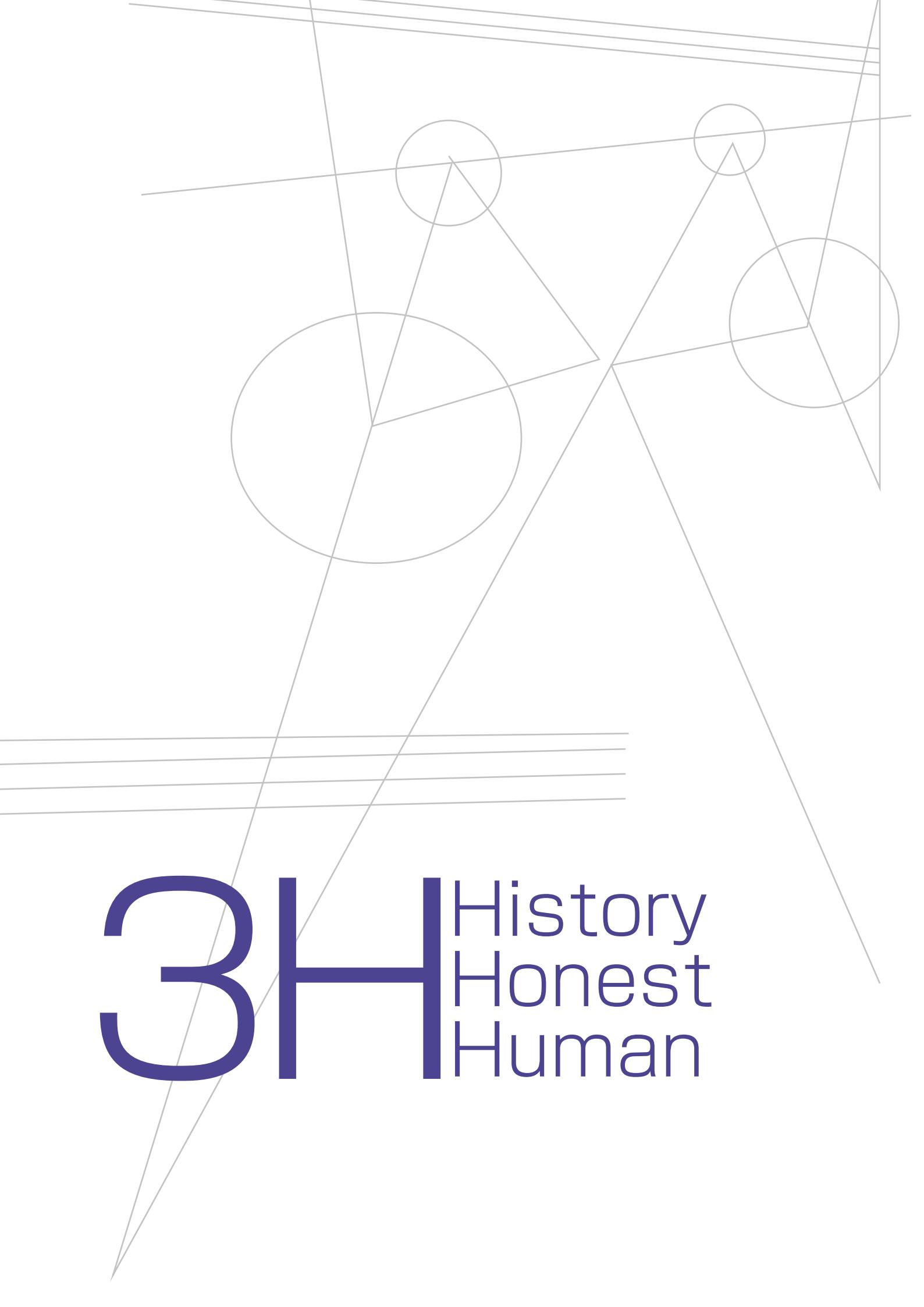
TEL 075-221-5520

FAX 075-251-0520

<http://www.chosashi-kyoto.or.jp>

e-mail mail@chosashi-kyoto.or.jp

Investigator  
use  
and  
in



The background features a minimalist, abstract geometric design composed of light gray lines and circles. It includes several intersecting straight lines, some forming triangles, and four prominent circles of varying sizes. One large circle is positioned in the lower-left quadrant, while three smaller circles are located in the upper-right quadrant. The overall aesthetic is clean and modern, suggesting themes of connectivity and structure.

3H History  
Honest  
Human

# Land and House Investigator

## CONTENTS

- 004 MESSAGE
- 006 京都土地家屋調査士会の歴史
- 008 土地家屋調査士の仕事
- 010 境界が解らない
- 012 脳トレVol.1
- 014 災害時支援協定
- 016 空き家対策&無料相談会
- 018 人材育成
- 020 金融機関特別セミナー
- 022 脳トレVol.2
- 024 京都境界問題解決支援センター
- 026 公益社団法人  
京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会

京都土地家屋調査士会  
ご存知ですか？土地・建物のプロフェッショナル

①

②

③

18-1

9.45

27.91

11.70

21.59

19.10

14.74

# M E S A G E



## 京都土地家屋調査士会とは

皆さん、こんにちは！京都土地家屋調査士会です。京都土地家屋調査士会は京都府内に事務所を構える全ての土地家屋調査士が入会している組織であり、平成31年1月現在316名の会員と11法人で活動をしております。

土地家屋調査士会は、土地家屋調査士の使命及び職責に鑑み、会員の品位を保持し、資質の向上研鑽のために研修を行うこと、会員の指導及び連絡に関する事務を行うこと、社会における土地家屋調査士の活用を目指して社会との連携に取り組むなどの活動を行っています。

平成19年4月には裁判外紛争解決機関として『京都境界問題解決支援センター』を開設致しました。土地の境界における諸問題や紛争について、土地家屋調査士の専門性を活かし簡易・迅速・経済的に解決を図るとしたものです、境界の専門家である土地家屋調査士と法律の専門家である弁護士が協働して解決に当たらせて頂いております。

「所有者不明土地問題・空き家等問題」につきましては、国、府、市区町村の社会問題解決における土地家屋調査士の活用につながる政策を実現するため積極的に取り組んでおりますが、今後は特に「所有者不明土地問題」への対応を中心として、土地家屋調査士の専門分野である「筆界」にまつわる活動を重視し行動、研究をしているところであります。

昨今未曾有の災害を目の当たりにし、防災・災害復興において、私達土地家屋調査士が何ができるのかを考えた時、京都で遅れています『地籍整備』を一日も早く着手・実行・完成していかなければならぬと再認識いたしております。『地籍整備』は登記記録（旧登記簿）に記載されている事項と現地を一致させ、正確な地図を作り、皆様の大切な財産を明確にする事業であります。防災計画時、災害復興計画時においても、その基礎となる大切な事業であります。京都府、府下の市町村とともに、地籍整備事業を推進していく所存です。

最後に『京都土地家屋調査士会』と『京都境界問題解決支援センター』は京都御所の南に位置し、竹屋町通りの富小路、法曹街と呼ばれる京都地方裁判所、弁護士会館の東側、京都の景観に調和した京町家風の4階建建築物です。京町家風の京都土地家屋調査士会館が皆様のお越しをお待ちしております。

## 京都土地家屋調査士会の未来

京都土地家屋調査士会は、新しい時代を効果的に踏み出すため、社会に順応した組織体制と財政基盤の安定及び新たな事業活動が今後重要であると考えております。また、AI（人工知能）の登場など先進的な社会の中で国家資格者である土地家屋調査士としての知見を活かすことで、様々な社会問題を解決できるチャンスだとも考えております。

次世代の若い土地家屋調査士が活躍できるように、また充実した世代の土地家屋調査士が新たなる役割を担えるように所有者不明土地に関する問題や空き家問題等、災害時における対応等を中心に、国や都道府県、市区町村が悩める課題に対して、共に取り組んでいけるように努力をしていかなければなりません。そして未来を見越した取り組みを推進していくことにより、信頼される土地家屋調査士であり続けたいと考えております。社会問題の解決に積極的かつ安心できる提案をし、今までにない新しい分野での活躍を土地家屋調査士に期待をしていただけます。

未来の京都府民、市民の皆様のために、法務局及び各支局・出張所の皆様、京都府、京都市、その他行政官庁の皆様、政治家の先生方、多くの関係諸団体等の皆様のご理解、ご協力と京都土地家屋調査士会会員一同及び役員、事務局において今後も努力して、尽力してまいりたいと考えておりますので、ご期待ください。

# 京都土地家屋調査士会の歴史

# HISTORY

## 土地家屋調査士制度

土地家屋調査士制度は、戦後に土地家屋調査士法（昭和25年7月31日法律第228号）が制定されたことに始まります。

昭和初期<sup>※1</sup>地租、家屋税に関して申告がなされても専門家の手を経ないものは不備が多く、未処理事件が山積することとなる事情から、税務署から嘱託を受けた土地家屋調査員という職が置かれ、土地建物の調査、測量、申告手続等を行っていました。これが土地家屋調査士の前身です。

昭和22年の地方税法の改正により、従来、国税であった地租及び家屋税が府県税に変更されたことによって地租法及び家屋税法が廃止され、土地台帳法及び家屋台帳法が制定されました。地租及び家屋税の課税標準価格である土地又は家屋の賃貸価格は依然として税務署が決定していたため、これらの台帳は、課税台帳の性格を持つものとして従来通り税務署に備え付けられていました。

昭和24年、シャウプ勧告に基づく税制改正により、府県税であった地租及び家屋税が廃止され、土地・家屋について市町村が固定資産税を課すこととなりました。そのため、税務署が土地・家屋台帳事務を取り扱う意義が失われることとなりました。このように土地・家屋台帳は、課税台帳の性質を失い、専ら不動産登記制度の基礎としての地籍簿、家屋籍簿の機能だけを有することとなったため、これらの台帳は、昭和25年7月31日、全国一斉に税務署から不動産登記事務を取り扱う登記所へ移管されました。これに合わせて土地家屋調査士法が制定され、不動産登記の基礎である土地台帳及び家屋台帳の正確性を確保するため土地家屋調査士制度が確立されました。

※1 調査士白書から引用http://www.chosashi.or.jp/gaiyou/img/gaiyou/hakusyo2018/105-122\_chapter07.pdf



昭和32年 定時総会



## 京都土地家屋調査士会創立の経緯及び創立総会

昭和26年3月17日 創立総会開催

京都土地家屋調査士会創立総会が京都商工会議所会議室にて行われました。

総会準備委員長として大木佐太郎建築代願人及び準備委員として安達根次郎司法書士会会长・羽田喜一郎京都測量士会会长・小松公美行政書士会会长が中心となり、創立総会が開催されました。土地家屋調査士の資格を有している約100名が創立総会に参加し、初代会長として大木佐太郎が副会長として水原明が選出されました。

平成30年度 定時総会

- 1951 「京都商工会議所」において設立総会  
「京都土地家屋調査士会」事務所を京都市下京区堀川通八条南入に置く
- 1955 土地家屋調査士近畿協議会結成
- 1958 会報第1号発行
- 1961 京都土地家屋調査士会創立10周年記念式典
- 1971 京都土地家屋調査士会創立20周年記念式典
- 1973 会館建設用地取得（魚屋町）
- 1974 会館竣工
- 1975 「京都公共嘱託登記委員会」発足
- 1978 業務相談員制度の発足
- 1981 京都土地家屋調査士会創立30周年記念式典
- 1983 不動産表示登記無料相談所開設  
法の日表示登記無料相談所開設
- 1985 社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会設立
- 1987 不動産登記制度100周年記念講演会
- 1990 土地家屋調査士法制定40周年記念祝賀の集い
- 2001 土地家屋調査士法制定50周年記念式典
- 2002 顧問弁護士、相談弁護士の導入
- 2005 不動産登記法の改正  
筆界特定制度の制定  
ADR認定調査士制度始まる
- 2006 京都産業大学寄付講座開講
- 2007 新会館竣工  
京都境界問題解決支援センター設立
- 2010 京都境界問題解決支援センター法務大臣認証取得  
土地家屋調査士法制定60周年記念事業開催
- 2011 αステーションFM京都にて広報活動を開始  
災害備蓄品を会館に保管
- 2012 公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会の設立
- 2014 北桑田高等学校特別授業開始
- 2017 京丹後市と災害時支援協定締結  
金融機関向け特別セミナー開始
- 2018 亀岡市と空き家バンクの運用に関する協定締結  
京丹後市と空家等対策の推進に関する協定締結

Land and House Investigator's works

# 私たちの仕事

# HONEST

## 土地や建物の調査や測量を行います

土地家屋調査士は、土地や建物の現状を正確に法務局の登記情報に反映させるために必要な調査及び測量を行います。具体的には法務局や他の役所にある資料の調査、現地調査、現地測量、お隣との境界立ち会い及び確認、境界標の設置を行います。

## 不動産の現況について登記申請の代理をすること

不動産の現況が変わったり、変えようとしたりする場合には、所有権などの権利を保護するために所有者から法務局に届出る必要があります。  
しかしながらその手続きは専門的かつ複雑で一般の方では困難な場合があります。  
そこで私達土地家屋調査士が皆様に代わって調査・測量を行い、  
迅速に法務局に届出ことによって、皆様の権利の保護、明確化をお手伝いします。

### 土地や建物を売買するとき

土地や建物を売買するとき、境界や面積が明確でない大切な取引の大きな障害となる場合があります。

- 境界トラブルの防止
- 財産の侵害防止
- 売買などの不動産取引が迅速に行える
- 境界標がなくなったときにも安心
- 安心、安全な不動産取引や世代交代につながる

### 建物を増築したとき

増改築等で家の構造や床面積が変わったり、車庫を建てた場合、変更があったときから1ヵ月以内に申請する義務があります。

- 銀行などの融資が受けられる
- 相続や売買なども迅速に行える
- 安心な暮らしにつながる

### 建物を建て替えたとき

家の建て替えをしたときは、新しい建物の表題登記と、前の建物がなくなった登記を申請します。新しい建物の登記は新築の日から、建物がなくなった登記はなくなった日から1ヵ月以内に申請する義務があります。

- 融資や売買などの取引をスムーズにし、登記識別情報（権利書）を得ることで安心して暮らすことができます。
- 存在しない建物に固定資産税が課せられるようなことも起きかねません。こうしたトラブルを未然に防ぐことができます。



誠実で公正な判断で  
土地・建物問題を解決します

土地家屋調査士が境界問題をスムーズに解決

# 土地の境界が解らない そんな時は 境界のプロにお任せください

## 筆界特定手続きを代理すること

### 筆界特定とは?

筆界特定制度とは、土地の境界が不明な場合、ある土地が登記された際にその土地の範囲を区画するものとして定められた線（筆界）を、筆界特定登記官が明らかにする制度です。筆界を特定するには、筆界調査委員（主に土地家屋調査士、その他に司法書士、弁護士が選任されています。）という専門家が、これを補助する法務局職員とともに、土地の実地調査や測量などさまざまな調査を行った上、筆界に関する意見を筆界特定登記官に提出し、筆界特定登記官が、その意見を踏まえて、筆界を特定します。

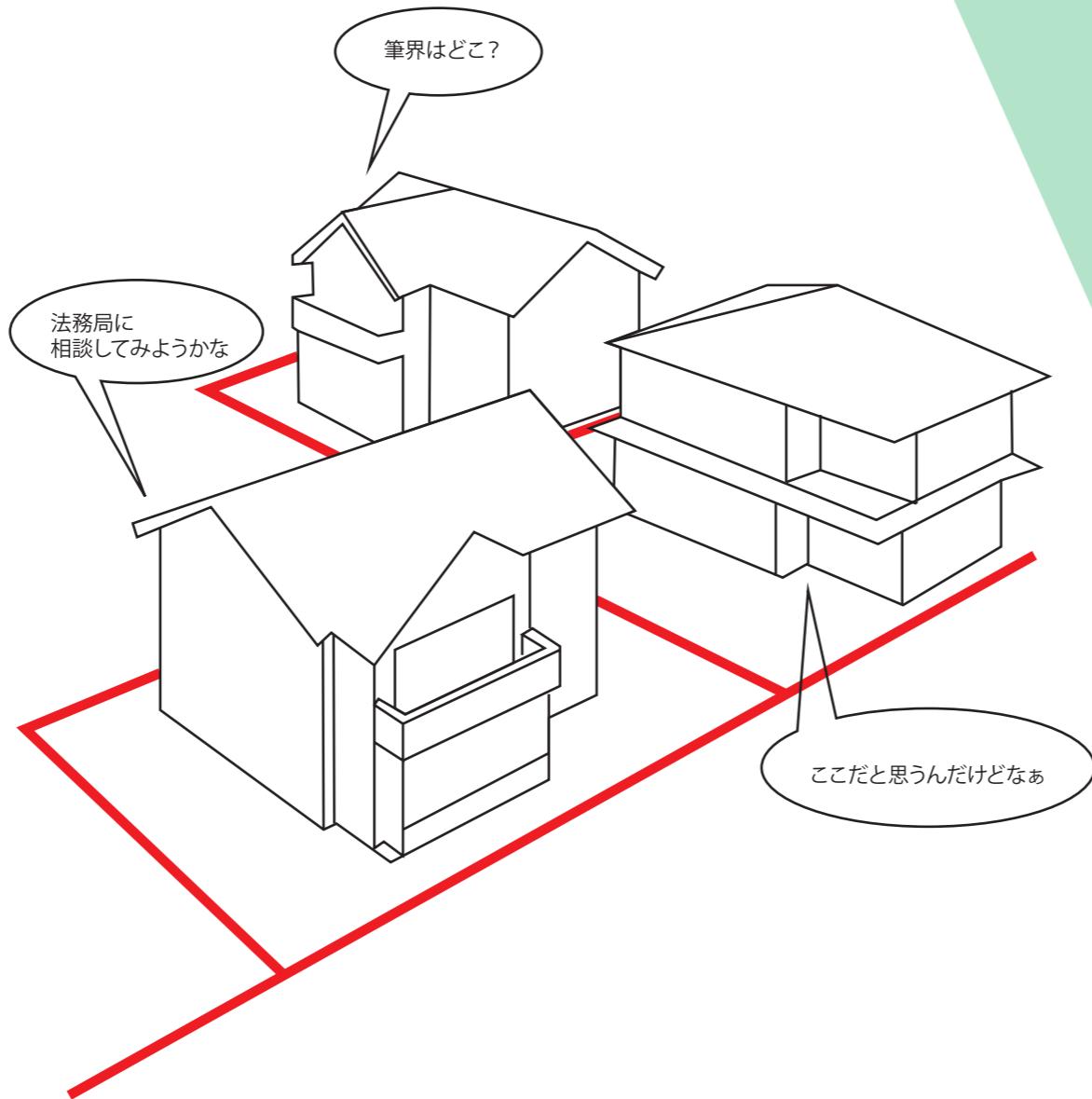
筆界特定制度を活用することにより、公的な判断として筆界を明らかにできるため、筆界をめぐるトラブルを迅速に解決することができます。

### 筆界特定手続代理業務

私達土地家屋調査士は、境界のプロフェッショナルであるため、様々な角度から現地及び関係資料を分析することで、より高度な専門的見地から法務局に対して意見を述べることが可能で

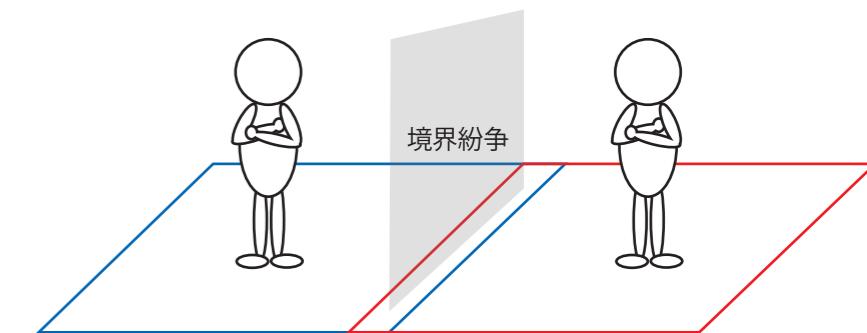
### 筆界特定書とは?

筆界特定登記官が、筆界を特定すると筆界特定書が発行されます。この特定書があれば、土地地積更正登記や土地分筆登記を申請する際に筆界確認書の代わりとして使用することができます。また、土地の一部分の筆界を確認しても、土地のすべての筆界を確認しないと登記に反映することは出来ませんが、筆界特定書は、土地の一部の筆界を公的に明確にします。また、土地全部事項証明書にも記録されますので、境界確定訴訟の判決書と違って、公的に記録が残ります。



## 境界紛争の解決に特化した 民間紛争解決機関への 手続きの代理をすること

境界のプロフェッショナルである土地家屋調査士と、法律のプロフェッショナルである弁護士がタッグを組み、民間紛争解決機関である京都境界問題解決支援センターで複雑に絡んだ境界問題の解決に導くためのお手伝いを行います。



### 境界でもめごとが起きたら

土地の境界『筆界』とは、明治時代初期に全国的に行われた地租改正事業により確定されたものです。100年以上もの昔、明治時代に決められた筆界は、どうやったら解るのか、どうやって見つけるのか？「土地家屋調査士」という国家資格のある境界のプロが、いろいろな資料・図面を調査し、関係者の証言に耳を傾けそして測量してようやく探せるものです。

もし、隣接地との境界に紛争があれば、土地の分筆登記も、地積（土地の面積）の確定もできません。売買契約の障害となる場合もあります。まずは、専門家である土地家屋調査士に依頼して、穏便に解決できるのがいちばんいい方法です。

それでも解決できない場合、境界を確定する方法が3つあります。

1. 筆界特定
2. ADR（裁判外紛争解決手続き）
3. 訴訟・調停

このうち、土地家屋調査士が代理することができるのが  
**1. 筆界特定と、2. ADR**です。

土地家屋調査士 脳トレ  
Vol.1

はかられた！真実は図面に  
隣人とのもめごとを解決！



下のアルファベットはある法則に従って正しく並んでいます。

？に入るアルファベットは

M M C M M ? M

答えは「K」です。距離の単位となっております。  
左から「MM」=ミリメートル「CM」=センチメートル  
「M」=メートル「KM」=キロメートル

# 土地家屋調査士は その使命にふさわしい 公益的な活動に参加実践し 公共の利益の実現に努める

土地家屋調査士倫理規定第6条

## 京丹後市との災害時支援協定

私共は、府民の皆様がお困りの時、いつでも力になれるような体制を整えておきたいと考えておりますところ、平成29年5月11日京丹後市と「災害時における被災者支援に関する協定」を府内で初めて締結しました。本協定により、京丹後市で地震、水害などの大規模災害が発生した場合に、土地家屋調査士業務の範囲で、土地・建物登記や境界不明等に関する被災者への相談など、京丹後市が必要とする支援を行います。災害発生後に、地元地理に詳しい私たちの情報などで、市民、行政を支援して参ります。

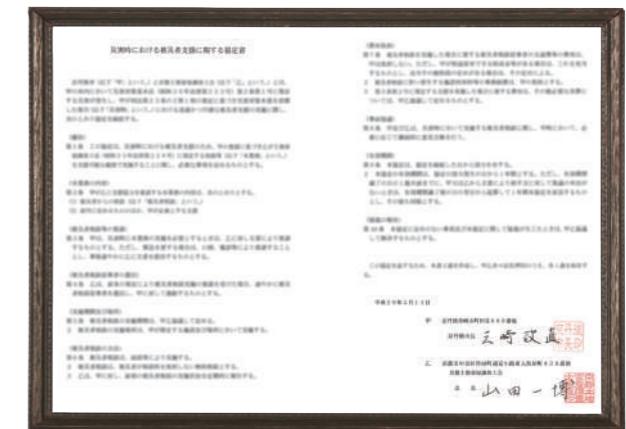
今後も、行政と連携し社会貢献を通じ公共の利益の実現に務めて参ります。



京丹後市の市報でも発表



調印式の様子



協定書

# Social Contributions

# 不動産表示登記無料相談会

こんなお困り事はないですか?

所有している土地の番地を1つの番地にまとめる  
煙や山林などを宅地にしたい  
相続や贈与の為に土地を2つに分けたい  
自分の土地の面積を知りたい  
お隣との境界を確認したいけど空き家になつていて所有者も不明  
建物を改築・増築したが登記が必要かどうかわからない

## 京都における空き家対策 ～空き家対策・所有者不明土地問題への取り組み～

私共は、社会問題となっている「空き家対策」「所有者不明土地問題」について「所有者不明土地・空き家問題対策委員会」を設置し、取り組みを行っております。

空き家対策への取り組みとして、空き家特措法が施行された

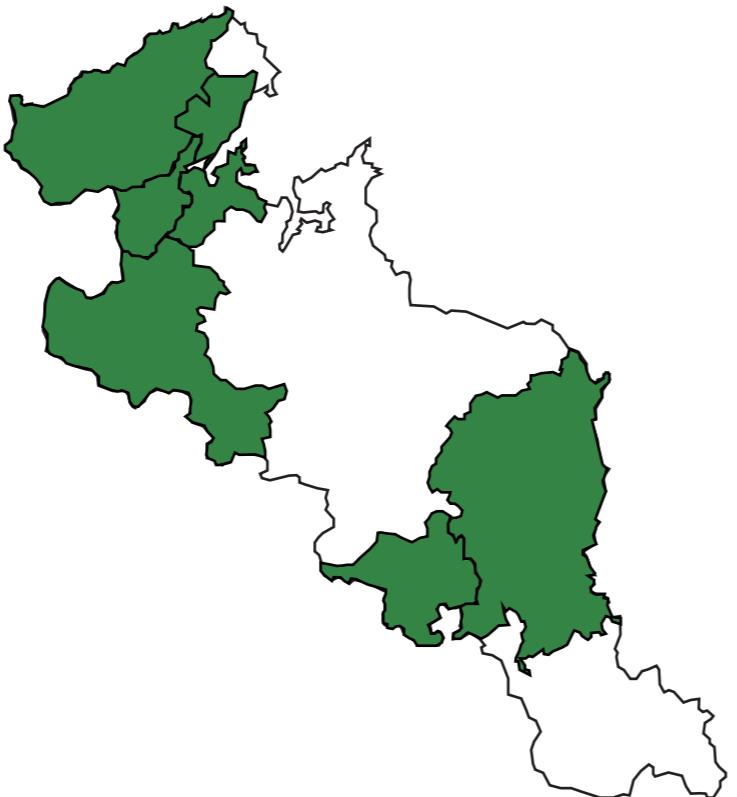
平成27年度より、京都府下各市町村の空き家担当窓口を訪問し、取組状況・協議会・条例等の設置状況などの聞き取り調査を行い、空き家対策への取組に苦慮されている担当者への対応策として、各行政担当者を対象とした「空き地・空き家サポートデスク」を開設し、困りごと相談窓口として利用して頂けるよう取り組んでいます。

空き家問題が世間でも騒がれるようになってきた平成29年度においては、京都府下の市町村においても「空き家対策等協議会」が設置され始め、本会においても委員の推薦依頼を頂き、現在では「京都市」「福知山市」「京丹後市」「宮津市」「京都市山科区」「与謝野町」へ委員として本会会員を派遣しております。

また、平成30年2月5日には、「亀岡市」と「空き家バンク運営に関する協定」を締結し、協力をさせて頂く事になり、平成30年12月18日には、「京丹後市」と「空家等対策の推進に関する協定」を締結し、各士業団体と連携して協力させて頂く事になりました。

「所有者不明土地問題」への対応としましては、現在政府においてもその対策が進められており、その政府方針等の情報をいち早く収集する為、各種研修会・研究会に委員を派遣し、本会が取り組むべき対策に向けて協議・研究を進めております。

今後も、本会としての取組についての方針・対策などを協議し、各行政への連携・働きかけを積極的に行い、空き家対策・所有者不明土地問題へ取り組んでまいります。



## 京都会での無料相談会

私共は、境界のプロである土地家屋調査士を知っていただき、境界問題で困っている方の手助けになろうと、多くの無料相談会を開催しております。

毎回多くの方に利用していただいており、定員に達することも多くあります。境界に関する、不動産の登記のことによくわからないことがあれば、お近くの土地家屋調査士に相談してください。専門外の相談があった場合には、関係士業団体のご案内をしています。

もし、土地や建物に関してお悩みをお持ちの方で、登記に関することなどよくわからない方も多くおられると思います。そんな方には、まずこの無料相談会を利用てしまって、土地家屋調査士が親身に相談させて頂きますのでご安心ください。

### 京都会主催の無料相談会

#### 【定例相談会】

- ◇京都市内 本会会館にて毎月第2木曜日と第4火曜日
- ◇北部 舞鶴市では、舞鶴市役所にて毎月第3火曜日 福知山市では、福知山市役所にて2カ月に一回

#### 【全国一斉相談会】

- ◇毎年土地家屋調査士の日である7月31日の近辺の日曜日
- ◇京都府内の複数箇所にて同時開催

#### その他関係団体の相談会に参加

- ◇全国一斉!法務局休日相談所
- ◇合同行政困りごと相談
- ◇行政なんでも相談所
- ◇不動産なんでも無料相談
- ◇暮らしの一日合同行政相談所



不動産に関する相談にお答えします!

境界  
紛争  
七口  
宣言

広報キャラクター「地譜くん」  
7月31日は  
土地家屋調査士の日です



◎

## 京都府立北桑田高等学校 特別授業

◎

北桑田高等学校には、府下の高校では数少ない測量実習を行うカリキュラムがある森林リサーチ課が設置されています。同課における測量実習では旧式の測量機器であるマニュアル式セオドロイトが使用されていることから、「最新式のトータルステーションを用いた測量実務作業を生徒に経験させたい」という担当教諭の要望がありました。そのような要望をうけ、平成26年度より毎年秋に1度、京都土地家屋調査士会が出前特別授業を行っています。

特別授業の内容は、午前は校内の現況を測量する外業、午後は測量した内容をCAD化する実習と、測量に関連した仕事に関する講義です。

まず午前中は生徒を3~4名程度の班に編成し、各班に2人の京都土地家屋調査士会の会員が指導員として担当しました。そして班ごとに最新式のトータルステーションを用いて、実際に高校の校内を測量しました。生徒たちは、トータルステーションの操作もすぐに覚え、手早く作業を進めていきます。

午後の授業は教室にて班ごとにわかれ、京都土地家屋調査士会の会員が持参したノートパソコンで、CADを駆使して作図作業を行いました。また、測量をした成果が、どのように社会に役立っているかについて、「なぜ測量が必要なの?」と題した講義をしました。生徒たちは、校内の現況がモニター上に現れる様子に、感動や面白さを感じていた様子でした。



### 京都産業大学寄付講座



京都産業大学の寄付講座は、平成15年度に開講させていただいて以来、平成30年度で16年間続いている。寄付講座では、例年前期に15回の講義を行っています。毎年顔ぶれは変わりますが、約10人の京都土地家屋調査士会の会員が講師を担当しています。講義の内容も、講師陣の個性と努力によって毎年少しずつ変わっていっていますが、『土地家屋調査士の仕事が、実社会においてなぜ必要なのかを学生に理解してもらうこと』を、基本的な目的としています。

15回の講義は、土地家屋調査士の過去・現在・未来（土地家屋調査士制度の成立から、現在の状況・課題、そして、これからの社会と登記制度）といった構成になっています。学生にとっては、少し難しいと思われる内容もありますが、全ての講義を受講した暁には、社会人になった時には必ず役立つものであると信じています。

土地家屋調査士の仕事を学生に知ってもらいたいということでお始めた寄付講座ではありますが、その面だけではなく、我々自身が土地家屋調査士の社会的役割を再認識できる場であり、土地家屋調査士としてこれから社会にどのようにかかわっていくのかを、考えさせられる場となっています。

# 特別講義

### インターンシップの受け入れ

私共は、毎年、京都産業大学のインターンシップ生を土地家屋調査士事務所で受け入れています。

インターンシップ生には、約2週間にわたって実際に土地家屋調査士の日常業務、最新式の測量機器を用いて、実際の測量現場や土地境界立会の現場、測量だけにとどまらず、建物に関する登記はもちろん、受け入れ各土地家屋調査士事務所の特色を体験して頂くプログラムとなっております。土地家屋調査士は独立して業を営む有資格者ですので、いわゆる『自営業者』に該当します。自営業では、高度な専門的判断から日常の細かな雑用まで、何でもしなければなりません。これから社会人になられるインターンシップ生にとっては、これが貴重な体験になると思います。業務を通して視る実社会を感じて頂き、その後の人生、就職活動、社会人となつても、インターンシップで培った経験を糧として羽ばたいて頂くことを期待しております。

当会インターンシップにご参加いただいた学生の皆さんからは、『土地家屋調査士の業務を内業・外業と多彩に体験でき、様々な人々と関わり、人と人との信頼関係の大切さなどを学ぶことができました』というような感謝のお言葉をいただいております。



# HUMAN

## 人材育成

専門的知識を身に着ける事で広がる対応力

# あらゆる疑問を 特別セミナーで解決します！

明治時代に定められた土地の筆界は、  
どうやって見つけるのですか？

お隣のブロックが境界を  
越境していると思うのですが…

土地の境界の定義は？

この建物は登記できますか？

建築確認申請の床面積と、登記の床面積  
が違うのですが、なぜですか？

お隣と土地の境界について  
もめているのですが…

地下駐車場があるのですが、登記は必要ですか？

## 金融機関特別セミナー開催

私が登記申請業務を通じて金融機関行員の方々と接するとき、表題部の登記に関して質問を受けることがよくあります。例えば、「建築確認済証の床面積と登記面積が異なるのですがなぜですか？」などの問合せ。また、土地については、「土地地目変更登記はいつどの時点でお手続きですか？」などの質問です。このような問合せは、金融機関行員の方々から直接質問を受ける場合もあれば、司法書士の方々から間接的に問合せがある場合もあります。このような質問への回答は、場合によっては専門的な内容を説明する必要があることから、間接的に回答することはとても難しいものです。

また、間接的に回答を受け取られた金融機関行員の方々にとって、なかなか理解し難いものであると想像します。それならば土地家屋調査士が、直接金融機関へ出向いて、行員の方々を対象とした出前セミナーを行い、土地家屋調査士が行う業務内容と、ローンに係る土地や建物の登記申請の実務について理解を深めて頂く必要があるのではないかとの考えに至り、特別セミナーを開催させていただいております。

### 【出前セミナーの開催実績】

- ・京都銀行（場所：金融大学校「桂川キャンパス」）
- ・京都信用金庫（場所：本店）
- ・京都中央信用金庫（場所：十条ビル）
- ・京都北都信用金庫（場所：本店）



セミナーの様子

金融機関の方々に限らず、ご要望がございましたら  
出前セミナーを開催させていただきます

# 土地家屋調査士 脳トレ Vol.2

土地家屋調査士の仕事って何だろう?  
写真の中に答えがあります。



「HP Revealアプリ(無料)」をダウンロードして下さい。



HP Reveal  
(無料アプリ)



その後にQRコードを読み込んで



HP Revealアプリで写真を見てみると・・・

※本アプリのダウンロード及びご利用には別途通信料が発生いたします。  
通信料はご本人でのご負担となりますので、予めご了承くださいませ。

※スマートフォンのソフトウェアが最新でないとご覧いただけない場合がございます。

隣はかられた! 真実は図面に  
人とのもめごとを解決!

裁判以外で民事紛争を解決する第三者機関

# 京都境界問題解決支援センター

## 京都境界問題解決支援センターって何?

境界の専門家である土地家屋調査士と、法律の専門家である弁護士との協働による認証紛争解決（法務大臣認証番号第65号）機関です。隣人との境界紛争の解決をお手伝いします。

## 認証ADR機関の意味は?

本センターでは、平成19年4月の設立以来、紛争解決手続きの公平性、信頼性については、本センターの最も大切な基本理念として手続きをすすめておりましたが、平成22年4月に法務大臣の認証を受けたことにより、皆様に安心してご利用いただける紛争解決機関として運営しています。

## 「京都境界問題解決支援センター」には どのような人が相談に行くのですか?

境界に問題を抱えてる方で

- ① 境界をはっきりさせたい
- ② 境界ははっきりしているが、相手方の同意がもらえない。
- ③ 境界からみ出している相手方の所有物がある。
- ④ 近隣のことなので、境界争いを他人に知られたくない。

等々、様々な境界問題の相談に来られます。

## 訴訟による解決とはどういった点が違いますか?

- ① 当事者双方の自主性を重んじた解決がなされます。
- ② 簡明、明瞭で迅速な解決を目指しています。
- ③ 専門家の知見を生かした調査測量と法律相談により、速やかな問題点の整理が可能です。
- ④ 実情に合った柔軟な解決もできます。
- ⑤ 合意の内容を登記記録に反映することもできます。

## 筆界特定制度とはどこが違うのですか?

筆界特定制度は、筆界の位置を特定する制度です。本センターでは、筆界とともに所有権の範囲も含めた解決を行います。筆界特定制度との連携もいたしますので、当センターと筆界特定制度を併行して利用するというような解決方法も選択できます。

## 秘密は守られますか?

当センターでの手続きは、非公開で行われます。担当者には厳密な守秘義務が課せられており、プライバシーや内容の秘密は守られますので、ご安心ください。

# Alternative Dispute Resolution

要予約 | ☎ 075-211-5258  
お電話でのご相談はお受けしておりません。

土地の境界問題でお困りの方  
私たちにお任せください



# 公益社団法人 京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会

公共事業に係る不動産の表示登記を担う

## 公嘱協会の設立と役割

当協会は、昭和61年に官公署等の不動産の表示登記に係る嘱託手続の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的に、専門家である土地家屋調査士を社員とした「社団法人」として、法務大臣の認可を受け設立され、平成24年には京都府知事から認定をいただき「公益社団法人」へと移行しました。

当協会は官公署等の大規模かつ大量的登記事件を、適正、迅速に処理し、その成果を不動産登記制度に反映することによって国民の権利の保全に資するという、大きな役割と責任を有しています。そのため、当協会は資格を有する専門家を社員として、京都府の北部から南部までの全域をカバーし、総合的に業務の実施に当たる体制を整えるとともに、社員の弛まぬ研鑽により常に業務の処理能力の向上に努めています。

なお、業務の実施において不測の事態が生じた場合にも、組織力を活かした人的な代替性を確保するとともに、万一の場合の損害賠償に対する担保力も備えるなど、公共嘱託登記業務を支障なく円滑に処理できるよう万全の体制を整えています。



## 1 不動産の表示に関する登記についての調査、測量、登記の嘱託、申請手続、相談

公共の利益となる事業の速やかな安定を図るため、表示登記に関する手続きを円滑に実施し、「不動産に関する権利の明確化推進事業」に寄与しています。

## 2 地図整備の促進に関する事業

法務局に備え付けられている土地の地番や形状を示す地図の大部分が、明治初期の地租改正のときに作られた土地台帳附属地図（いわゆる「公図」）と言われるもので、この公図は、現地を復元するほどの精度と正確性は持っていない。そのため、不動産登記法第14条第1項の規定に基づき、各土地の位置や区画を明確にし、復元性の高い地図の作成を行っております。

また、国土調査法に基づき、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、位置と面積を測量する地籍調査も行っております。

## 3 境界標設置に関する事業

公共嘱託登記事業の実施に併せて、協会独自に境界標の設置を行い、将来に向かって府民の不動産に係る権利の明確化に寄与しています。

## 4 登記等基礎情報の収集および提供に関する事業

登記や測量の作業を正確かつ効率的に行う上で有効な、測量の基準となる「街区基準点」等を協会独自で調査確認し、その最新情報を、府民等が必要に応じて利用できるよう、協会ホームページのマップ上に掲載し、幅広い利用に供しております。

また、地図作業箇所を協会ホームページのマップ上に掲載し、不動産登記法第14条1項地図が作成された地域や地籍調査の地域がどこなのか一目でわかるように情報を提供しております。

ミロもモンドリアンもカンディンスキーも  
測量図をアートのベースにしていたのでは?



京都土地家屋調査士会